老人保健制度

お 医 んにかかるときの 部負担金が

老人保健とは

度の適用が受けられます。 険の資格はそのままで老人保健制 担金が軽減されます。 された場合は55歳以上)になると、 お医者さんにかかるときの一部負 この場合、加入している健康保 75歳(一定の障害があると認定



8月1日から使用してください。

長の認定を受けた86歳以上の人も 健の対象(一定の障害があり、市 生まれの人は、汚歳前でも老人保 同様)となります。 ただし、昭和7年9月3日以前

老人医療受給者証の

の変動により判定されます。 月1日基準日)および毎月の世帯 と2割に分かれています。 分が変わった人には新しい老人医 **漂受給者証を送付しましたので** 状況により、自己負担割合が1割 これは、年1回の定期判定(8 今回の定期判定の結果、負担区 老人保健制度は、世帯や所得の

かかるときはお医者さんに

医療受給者証を必ず提出してくだ 口に健康保険証、健康手帳、老人 お医者さんにかかるときは、窓

が減額されます。 この認定証は、 ○入院したときは 院時の自己負担額および食費負担 証」を医療機関に提示すれば、 λ 限度額適用・標準負担額減額認定 保険年金課に申請し、 認められた 次に該当する人は、老人医療の

場合に交付されます。 住民税非課税の世帯に属する人 金収入だけの場合総万円未満で 世帯員の所得がない人または年 (住民税非課税)と、そのうち ある人(住民税非課税

窓口で支払うお金は

○一定以上所得者は った医療費の1割、一定以上所得 あります。 有は2割を負担します。 同一世帯に一定の所得以上(市 ただし、入院の場合は限度額が 医療機関などの窓口では、かか

> 民税課税所得が124万円以上) **家者がいる人。**

り認定された場合は1割負担 万円未満)であることを申請によ の世帯の場合は世帯の年収637 は年収450万円未満、二人以上 **疋額未満(70歳以上の人および老** 〈保健対象者が一人の世帯の場合 〈保健対象者の収入の合計が、一 ただし、70歳以上の人および老

合、後日申請すると老人保健から 目己負担額が限度額を超えた場 局額医療費が支給されます。

知書」を送付します。指定された で、負担額減額認定の申請をして の人は、限度額が減額されますの 期間内に保険年金課で手続きをし 受診月の2、3カ月後に「該当通 てください。 また、住民税非課税

1526) くわしくは保険年金課(☆ 20

8月期の支払い

は

老齡福祉年金

世

11日から

老齢福祉年金は明治4年以前に

支給されます高額医療費が

外来や入院などで、同じ月内の

高額医療費に該当する人には

受けている年金です。

けていない人など、限られた人が 生まれ、ほかの年金の支払いを受

証書が、千葉社会保険事務局年金 月期の支払い金額を記入した年金 課から支払い開始日前に郵送され この年金を受けている人に、8

からです。 8月期の年金支払いは11日(月)

からの年金額を決定して証書に記 さい。これは、次回11月支払い分 証書は保険年金課へ提出してくだ 人するためです。 年金の支払いを受けたら、年金

早めに保険年金課へ届け出をして やそのほか変更が生じた場合は、 金を受けられるようになったとき たに厚生年金や恩給などの公的年 ください。 また、老齢福祉年金受給者が新

1526) くわしくは保険年金課 ☎20

印鑑登録の申請

代理人は委任状を忘れずに

と遠山の分室では登録できませ 課窓口で申請してくださり。 印鑑登録は、市役所1階の市民 赤坂

【その場で登録できる場合】 本人が申請する場合 ものと手続きが異なります。 本人と代理人では登録に必要な

ている人の「保証書」を市民課へ持 の)または、成田市に印鑑登録し 証・パスポートなど官公署が発行 公印のあるもので有効期限内のも した許可証や身分証明書(写真と 登録する印鑑のほか、運転免許

【その場で登録できない場合】 参してください

代理人が申請する場合 きない場合、委任状が必要です。 項を記入して登録する印鑑を押 ため、照会書」を自宅に郵送しま のがない場合は、本人確認をする では登録できません。 登録する印 代理人が申請する場合、その場 本人であることを証明できるも なお、「回答書」を本人が持参で 市民課へ持参してください。 照会書の「回答書」欄に必要事

> 鑑のほか、本人が代理人に印鑑登 る。委任状」、便せんなどに必要車 録の申請を依頼したことを証明す とする印鑑を押し署名したもの) が必要です。 項を記入して、 本人が登録しよう

録する印鑑を押し、本人が市民課 答書」欄に必要事項を記入して登 会書」を自宅に郵送します。 照会 に持参してください。 |を受け取ったら、照会書の 本人の意思を確認するため、

登録できない印鑑 委任状」が必要です。 なお、本人が来られない場合

○住民基本台帳・外国人登録原章 ん。 登録手続きの前に確認してく 次のような印鑑は登録できませ

○印影の大きさが、1辺8㎜の正 の正方形より大きいもの 方形より小さいもの、1辺25mm を表していないもの

住民基本台帳カード 成田市 月

に記載されている氏名や氏・名

日まで有効

○変形しやすい材質のもの(ゴム印 ○氏名以外の事項(職業など)や模 様が入っているもの

○印影がはっきりしないもの

25) くわしくは市民課 ☎ 20 1

住民基本台帳ネットワークシステム

第2次サービスが 始まります

伴い、次のようなサービスが開始 されます。 トワークシステムの第2次稼働に 8月25日から住民基本台帳ネッ

○希望者に交付。カードは、Aと Bの2種類があり、いずれかを 住民基本台帳カードの交付

○Bのカードは、身分証明書とし

○交付手数料は、いずれも500

住民票の写しの広域交付 写真は、市民課で撮影します。

○全国どこの市町村でも本人また は、交付する市町村の手数料に ので、ご注意ください。(手数料 住民基本台帳カードまたは運転 るようになります。申請時に、 は同一世帯の人の住民票がとれ 免許証などで本人確認をします

水は貴重な資源

8月1日は水の日

は入りません。 住民票には、本籍・筆頭者氏名

深めてもらおうと8月1日が、水

水について関心を高め、理解を

最も多くなる季節です。

夏は年間を通じて水の使用量が

転出転入の特例処理

て活用することも可能

ードを提出してください。(ただ

し、事前に、付記転出届」を前住

所の市町村に送付)

25)

くわしくは市民課(☎20

1 5

なります)

○ほかの市町村に引っ越す場合 けで済みます。住民基本台帳力 窓口に行くのは転入時の1回だ

の日」に定められました。 利根川上流8ダム 貯水率97% (7月18日現在)

限りある資源を大切にしましょ す。水を使うときは節水を心掛け 道水は、地下水と河川水が水源で わたしたちが毎日使っている水

くわしくは市水道部業務課 0269)

住基 花子

В

住民基本台帳カード

成田市 月 日まで有効

> 日 性別

写真

昭和 年 住基 花子

年

う

牛年月日 名

22

0

 \neg

世

国民健康保険

利用を 人間ドック助成制度の

○1年以上継続して成田市国民健 が人間ドックを利用した場合に 質用の一部を助成しています。 対象=次のすべてに該当する人 市では、国民健康保険の加入者 康保険に加入している35歳以上

は一律20、000円

検費用の70%、脳ドックの場合 助成率= 人間ドックの場合は受

○国民健康保険税を完納している ○前回、人間ドックを受けてから 1年以上経過している人(ただ し、脳ドックは2年以上)

世帯の人

受けてください を持って、保険年金課で手続き 予約をした後に、保険証と印鑑 利用方法= 指定検査医療機関に で、これを持って人間ドックを 後日承認書を郵送しますの



250 1228・脳ドックの 千葉脳神経外科病院(2043 指定検査医療機関 成田赤十字病院(公2) 成田病院(6221500) 勝倉グリニック、ロジ 1 1 5 8 2311

課 20 は各医療機関または保険年金 により異なります。くわしく は指定検査医療機関、コース 検査の種別や費用、項目など 1526)

事業者ごみの処理方法

には出せません 般家庭用の集積所

み)は、有料こみとなりますので 般家庭用の集積所には出せませ 分別を徹底し、 事業所から出るⅠ般廃棄物(ご 市の処理施設へ

者へ委託するなど適正な処理をお 目己搬入するか、 収集運搬許可業 ール・プラスチック類」ピン・ カン・ガラス「金物・陶磁器類」 分別方法=「燃やせるごみ」 ビ

> 「ピン・カン・ガラス」金物・陶磁 をお願いします。 器類」...リサイクルプラザ(☆3 場(☆36 1689)へ 市の処理施設へ自己搬入する場合 許可業者に処理を委託する場合 1000) ^ 「ビニール・プラスチック類. 「燃やせるごみ」...いずみ清掃下 を使用してください。 に分け、半透明の業務用ごみ袋 廃棄物の減量、再利用にご協力 市のごみ収集運搬許可業者へ

20 くわしくはクリー 1530) ン推進課の

8月は電気使用安全月間

使うために 正しく安全に

8月は経済産業省主唱の電気使

○タコ足配線はしない ○漏電遮断器を取り付ける ○アース線はしっかり取り付けを うため、次のポイントを守りまし 生します。 電気を正しく安全に使 用安全月間です。 夏季は電気による事故が多く発

> ○プラグはときどき点検を ○電気製品は取扱説明書に沿った 使い方を

ディー ゼル自動車排出ガス規制

説明会を開催届け出などの

除く)は、千葉県内を運行するこ 出基準を満たさない車(乗用車を め、10月1日から粒子状物質の排 含まれる粒子状物質を削減するた ディーゼル自動車の排出ガスに

いる人は出席してください。 で、ディーゼル自動車を使用して 届け出の受け付けを行いますの 間は規制の適用になりません。 け出などにより新車登録から2年 行することができます。 東地域外のみを運行する車は、 届 物質減少装置を装着した車は、 週用になりません 届け出などについての説明会と なお、自動車NOX・PM法対 また、

1 4 4

くは環境計画課 ☎20 を持参してください。 は、自動車検査証の写し1部 説明会場で届け出を行う場合

くわし 153

くわしくは(財)関東電気保安

とが禁止されます。 ただし、知事が指定した粒子状

8月の水道水の排水作業

予定地区では、 水道部では、赤水の発生を防ぐため、

るの、文が信と区内のでいる場合は、方、に開た過場が引起との機がします。					
作業日	予定地区	作業時間			
8月11日(月)	並木町 (大久保台・成瀬台) 地区	午後10時			
8月12日(火)	並木町 (上記以外)・不動ヶ岡地区	\$			
8月13日(水)	飯田町・囲護台地区	午前4時			

くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

30分から 日時=8月7日(木)午後0時

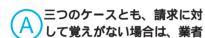
会場= 市役所6階大会議室

16 Aug.

消費生活 () () () () ()

こんな場合、どうしたらよいでしょうか。

「アダルトサイト利用料が未納のため、回収を依頼されたので 円を支払うように」とハガキが届きました。利用した覚えはありません。携帯電話へ「出会い系サイト利用料金の未納分を払ってください。」と連絡がありました。自分は無料分のみ利用しただけです。 電報が来て「あなたの債権について、お話しがありますので至急連絡ください。」と書かれていますが、心当たりがありません。



多発している不当請求のトラブル

と連絡を取る必要も支払う必要もありません。また、業者に「利用していない」ことを分かってもらおうと連絡を取ることは、業者のペースに巻き込まれるだけですのでやめましょう。

携帯電話への請求の場合は、メールアドレスを変えるか着信名を見て知人の場合のみ出るなどの工夫をしてください。また、電報は、受けとった場合でも「115番(無料)」へ申し出ると受け取りの拒否ができます。

万が一、業者と話すことになったら「利用していないので払いません」と伝えることや、すでに知られている以外の自分の情報を教えないことが大切です。少しでも弱気なところ



を見せると脅されて請求金額が多額 になったり、請求が頻繁になるなど しますので、毅然と断りましょう。

なお、番組が有料と知った上で利用し、利用料金以上の請求を受けた場合も、自己判断せず消費生活センターへ相談してください。

くわしくは消費生活センター (☎23-1161)へ。

	相	談日		
相 談 名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民 行政 相談	月~金曜日	8:30~17:00	市役所2階相談室	市民相談所☎20-1507
市民生活相談 家事・民事)	月・木曜日 (14日を除く)	9:00~16:00	"	II .
法律相談 予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日 (13日を除く)	13:00~16:00	"	"
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	26日(火)	10:00~15:00	市役所2階201会議室	ıı .
不動産相談	19日(火)	10:00~12:00	<i>II</i>	"
税務相談	19日(火)	10:00~15:00	市役所2階相談室	<i>II</i>
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	14日(木)・28日(木)	13:00~16:00	市役所2階201会議室	ıı ı
市民よろず相談	16日(土)	13:00~16:00	イオン成田ショッピングセンター 2階特設会場	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00~16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談 予約制) (住宅の電気に関する相談も含む)	14日(木)	10:00~12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 11日 月 までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月~金曜日	9:00~16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎ 22-8281
消費生活相談	月~金曜日	10:00~16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00~15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	5日(火)	10:00~15:00	市役所2階201会議室	市民生活課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00~15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	21日(木)	9:00~12:00	11	11
介護相談	7日(木)	14:00~16:00	在宅介護支援センター 成田苑 24-2164	高齢者福祉課☎ 20-1537
家庭児童相談	月~金曜日	9:00~16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	25日(月)	10:00~15:00	市役所1階相談室	厚生課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00~12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談 予約制)	月・火・木曜日	9:00~17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談 予約制)	火曜日	9:00~16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談 不登校相談も)	月~金曜日	10:00~17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234